

公 示

次のとおり企画提案競技（プロポーザル方式）の募集を行います。

令和6年5月17日

収支等命令者

佐賀県立唐津青翔高等学校長 平山 智浩

1 業務内容

- | | |
|--------------|--|
| (1) 委託業務名 | 唐津青翔高校 TSUNAGARU プロジェクト（校舎のリノベーション）業務委託 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別紙1「唐津青翔高校 TSUNAGARU プロジェクト（校舎のリノベーション）業務委託仕様書」による |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日から令和7年3月24日（月曜日）まで |
| (4) 履行場所 | 佐賀県立唐津青翔高等学校
（佐賀県東松浦郡玄海町新田 1809-11） |

2 参加資格に関する事項

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

<単独事業者の場合>

- (1) 平成26年（2014年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日までに、同種の業務を実施した実績があること。
※同種の業務とは、以下のいずれかを言う。
 - ・学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）で定義されるもの）や廃校（学校教育法で定義される学校が、統廃合等の理由により使われなくなったもの）の利活用に係る設計業務
 - ・国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）、県若しくは市町の社会教育施設（博物館や美術館等）の展示新設、又は展示面積500㎡以上の改修に係る設計業務
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所（以下「建築士事務所」という。）の登録を有する者であること。
- (3) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21条）第2条第2項の規定に基づき、「建築士事務所」の入札参加資格の決定（公示日時点）を受けている者であること。
- (4) (1)の業務において、管理技術者（総括責任者）又は担当技術者の立場で携わった者を、本業務の管理技術者（総括責任者）又は主たる担当技術者として配置できること。
- (5) 登記簿上の本店（個人の場合は、主たる事業所をいう。）が日本国内にあること。
- (6) 緊急の打ち合わせ等が必要な時に、迅速に対応できる体制となっていること。
- (7) 事業の目的達成のために必要な企画・立案・制作に関して、ノウハウや技術を有していること。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (10) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

- (11) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (12) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

<複数事業者による共同事業体の場合>

- (1) 共同事業体の代表者は、上記<単独事業者の場合>の(1)から(7)までの条件を満たすこと。
- (2) 共同事業体の代表者以外の構成員は、上記<単独事業者の場合>の(5)及び(6)の条件を満たすこと。
- (3) 共同事業体のすべての構成員は、上記<単独事業者の場合>の(8)から(12)までの条件を満たすこと
 - ※共同事業体と契約を行う場合は、共同事業体の全てを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任は共同事業体の構成員すべてが負うこととする。
- (4) 全ての構成員は、ほかの共同事業体の構成員ではないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

3 契約の相手方の決定方法

- (1) 事業者の選定
 - 参加者によるプレゼンテーションの後、審査会において企画提案書の内容を総合的に審査して、最も優秀な提案を行ったものを選定する。
- (2) 選定基準
 - 審査は、別紙2「審査基準」に基づく評価により行う。
- (3) 通知方法
 - 審査結果は、文書により全ての参加者に通知する。
- (4) 非選定理由の説明
 - 非選定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、書面(様式は任意)により、県に対して選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

4 手続等に関する事項

- (1) 担当
 - 佐賀県教育委員会事務局教育振興課 唯一無二の学校づくり担当
 - 住所：〒840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59
 - 電話：0952-25-7424
 - FAX 番号：0952-25-7409
 - 電子メールアドレス：kyouiku-shinkou@pref.saga.lg.jp

- (2) 関係書類の交付期間及び方法
令和6年5月17日（金曜日）から同年7月5日（金曜日）まで佐賀県ホームページに掲載する。

5 説明会

- (1) 日時 令和6年5月31日（金曜日）14時から
(2) 場所 佐賀県立唐津青翔高等学校 会議室
(佐賀県東松浦郡玄海町大字新田 1809-11)
(3) 説明会参加申込書
ア 提出資料 説明会参加申込書1部（別紙様式1）
イ 提出期限 令和6年5月24日（金曜日）17時まで
ウ 提出場所 佐賀県教育委員会事務局教育振興課 唯一無二の学校づくり担当
(佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁旧館2階)
エ 提出方法 メール、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る）により提出すること。

6 参加資格の確認

本件プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認申込書に関係資料を添付のうえ、4（1）の担当に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限 令和6年6月14日（金曜日）正午まで
(2) 参加資格の確認結果は、令和6年6月19日（水曜日）までに通知する。
(3) 本業務の提案書を提出できるのは、参加資格確認通知を受けた者に限る。
(4) 参加資格の確認を受けなかった者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は任意）により、県に対してその理由についての説明を求めることができる。
(5) 提出資料
ア 公募型プロポーザル参加資格確認申込書1部（別紙様式2）
※添付書類
一級建築士事務所登録通知書（写）
イ 実績書8部（別紙様式3）
ウ 会社概要8部（別紙様式4）
エ 誓約書（別紙様式5）
オ 配置予定技術者の経歴等（別紙様式6）
(6) 提出方法
持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る）により提出すること。

7 質問書の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和6年5月31日（金曜日）から
令和6年6月14日（金曜日）正午まで
(2) 受付方法 質問書（別紙様式7）は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る）、FAX、電子メールにより受付を行う。FAX、電子メールにより送信を行った場合は、担当課に質問書が到達したことを確認すること。
※電話による質問に対しては回答しないこととする。
(3) 受付場所 4（1）の担当と同じ。
(4) 回答方法 受付期間に寄せられた質問に対する回答については、メールにて回答するとともに、県ホームページに掲載する。

8 提案書の提出

関係資料を添付のうえ、4（1）の担当に持参又は郵送すること。

(1) 提案書の内容は、下記の内容を盛り込むものとする。

ア リノベーションのコンセプト

イ リノベーションの構成・内容・ゾーニング

（唐津青翔高校でしか学ぶことのできない唯一無二の体験的・実践的な教育を実現するための構成・内容・ゾーニング）

ウ 運営計画（整備後の設備等の利用想定）や魅力ある学校づくり（県外からの生徒獲得）の考え方

エ 業務実施体制や業務スケジュール

オ 見積金額

(2) 提出期限 令和6年7月3日（水曜日）17時まで

※郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(3) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式にてA3片面8枚（表紙・目次を除く）以内） 8部

※1参加者につき1提案に限る。

※各ページに通し番号をふり、「唐津青翔高校 TSUNAGARU プロジェクト（校舎のリノベーション）業務委託企画提案書」と記載した表紙を付けること。

※本公示8（1）に沿って記載すること。各内容に対する提案が明確に分かるように、表現を工夫しながら記載すること。

※使用する文字の大きさは、A3サイズにおいて12.0ポイント以上とすること。

※文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図は使用して構わないが、設計内容が具体的に表現されたものとならないようにすること。

イ 見積書（任意様式）8部（原本1部、写し7部）

※別紙1「唐津青翔高校 TSUNAGARU プロジェクト（校舎のリノベーション）業務委託仕様書」2（6）の金額を上限額とし、見積額（税込）及びその明細について記載すること。

※宛名は「佐賀県立唐津青翔高等学校長 平山 智浩」とすること。

※別紙1「唐津青翔高校 TSUNAGARU プロジェクト（校舎のリノベーション）業務委託仕様書」4（1）～（4）の小項目ごとの金額が分かるように作成すること。

(4) 企画提案書作成時の留意点

- ・提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- ・提出された企画提案書は返却しない。
- ・提出された資料については、本業務に関する目的以外には使用しない。

9 プレゼンテーションの日時及び場所

(1) 日時 令和6年7月5日（金曜日）10時から

※時間については、参加者に参加資格確認結果とあわせて、後日連絡する。

(2) 場所 佐賀県庁旧館2階 教育委員会室（佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号）

(3) 備考

ア プロジェクター及びスクリーンは県で用意するので、使用を希望する場合は、事前に担当者まで連絡すること。ただし、パソコン等は参加者で準備すること。

イ 出席者は、管理技術者（総括責任者）又は主たる担当技術者等で3名以内とする。なお、原則として代理者の出席は認めない。

ウ プレゼンテーション時の追加資料は認めない。

エ プレゼンテーションに出席しない場合は、受注意思がないものとみなし、原則として選定しない。ただし、病気、交通機関の事故等の真にやむを得ない理由で出席できないと判断される場合は、この限りでない。

10 業務の契約

- (1) 審査委員会により選定された最優秀者と担当は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な履行条件などの協議と調整を行い、協議が成立した場合には、本業務に係る随意契約を締結する。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることがある。
- (2) 最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、業務実施能力が高い者を最優秀提案者とする。
- (3) 企画提案書は、あくまでも契約の相手方を選定するための資料であり、その内容は尊重するが、必ずしもその内容に限定されないものとする。
- (4) 最優秀者との協議が不調となった場合には、次点者を随意契約の協議の相手方とする。
- (5) 業務の全部若しくはその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないこととする。
また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ発注者の承諾を得ることとする。

11 評価に関する事項

- (1) 評価基準は別紙2「審査基準」のとおりとする。
- (2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- (3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

12 その他

- (1) 契約保証金
 - ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
 - イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。
 - ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - (イ) 国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合
- (2) 見積書について
見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。
- (3) 失格要件
次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。
 - ア 参加する資格のない者が行った場合
 - イ 本件プロポーザル手続について不正行為を行った場合
 - ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
 - エ 1人で2以上の提案をした場合
 - オ 代理人でその資格のない場合
 - カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
 - キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
 - ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行うことができないとき。

(5) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(6) 実施スケジュール（一部予定含む）

ア 佐賀県ホームページでの公募開始	令和6年5月17日（金曜日）
イ 説明会参加申込書提出期限	令和6年5月24日（金曜日）17時
ウ 説明会	令和6年5月31日（金曜日）
エ 参加資格確認申込書等提出期限	令和6年6月14日（金曜日）正午
オ 参加資格確認結果、審査会開催通知	令和6年6月19日（水曜日）
カ 質問書提出〆切	令和6年6月14日（金曜日）正午
キ 提案書提出期限	令和6年7月3日（水曜日）17時
ク 公募型プロポーザル審査会	令和6年7月5日（金曜日）
ケ 受託予定者決定通知	令和6年7月10日（水曜日）※予定

(7) 留意事項

ア 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出することとする。

イ 企画書の作成に要した費用、その他参加に要した経費については参加者の負担とする。

ウ 企画に際して、第三者が所有する素材等を用いる場合は著作権処理等を行うほか、契約の相手方として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにする。

エ 天災その他やむを得ない理由によりプロポーザル手続を行うことができないときは、手続を中止する。この場合の損害は、参加者の負担とする。

(8) 遵守事項

受託業者は、本業務の目的や内容を十分に理解した上で唐津青翔高校TSUNAGARUプロジェクト（校舎のリノベーション）業務委託実施のため、最高の技術を駆使するとともに、発注者と協力しながら、誠実に業務を実施することとする。

また、業務の実施に当たっては、関連する法律等を遵守することとする。